

伊達市行財政改革指針



令和5年4月
福島県伊達市

目 次

I	策定の目的（持続可能な行財政経営の推進）	2
II	行財政改革の経過	2 - 3
III	伊達市の現状と課題	4
IV	行財政改革の基本的な考え方と方向性	5
V	行財政改革の取組	
	（1）取組1 行政のデジタル変革	6
	（2）取組2 財政健全性の確保	7
	（3）取組3 職員意識改革と能力の向上	8
VI	伊達市行財政改革指針の推進期間	9
VII	行財政改革の各取組における成果指標	9
VIII	伊達市行財政改革指針の推進体制・進捗管理	10 - 11

I 策定の目的（持続可能な行財政経営の推進）

本市では、これまでも行政評価や業務改善活動に基づく行財政改革により、効率的な行政システムの確立に向けた取組を推進してきました。本市の最上位計画である「伊達市総合計画」に掲げる各施策を着実に実施し、市の目指すべき将来像に向かうために、これまで積み重ねてきた行財政改革の取組を踏まえながらも、限りある財源や人的資源の確保及びその効果的な活用に向けて、行財政経営の見直しを計画的に行っていく必要があることから、本指針を策定するものです。

II 行財政改革の経過

○ 伊達市行財政改革大綱（第1次）

平成19年11月に「伊達市行財政改革大綱（第1次）」を策定し、内外における社会情勢の変化に対応する効率的な行政を展開してきました。

平成20年度からは、行政評価システムに基づく伊達市第1次総合計画の進捗管理のもと、事務事業優先度評価等を行うなど、行財政改革に係る取組の加速化を図りました。

○ 伊達市行財政改革指針（第2次）

平成26年4月に「伊達市行財政改革指針（第2次）」を策定し、「地域自治を推進する『組織力の向上』」、「協働により自立したまちづくりを担う『地域力の向上』」、「再生・発展を支える『財政力の向上』」の3つを柱に掲げ、行政のスリム化を実現しながらも、時代情勢に伴って変化するニーズに応えるため、柔軟に組織を進化させてきました。

しかしながら、「組織力の向上」、「地域力の向上」に一定の成果は見られたものの、「財政力の向上」に関しては、成果が伸び悩み課題として残りました。

○ 伊達市行財政改革指針（第3次）

「伊達市行財政改革指針（第2次）」で課題として残った「財政力の向上」の推進を念頭に置きながら、課題を先送りにせず、10年先、20年先を見通した人口減少時代の自治体のあり方を模索し、いま注力すべき課題に全力で取り組む方向性のもと、平成31年4月に、「伊達市行財政改革指針（第3次）」を策定しました。

<行財政改革大綱（指針）の策定状況>

策定期間	名称	計画期間
平成19年11月	伊達市行財政改革大綱（第1次）	平成19年度～平成23年度
平成26年4月	伊達市行財政改革指針（第2次）	平成26年度～平成30年度
平成31年4月	伊達市行財政改革指針（第3次）	平成31年度～令和4年度
令和5年4月	伊達市行財政改革指針（第4次）	令和5年度～令和9年度

「伊達市行財政改革指針（第3次）」においては、「職員意識・組織風土の更なる改革」、「健全な財政運営の推進」、「変化する社会への対応」の3つの取組を推進してきました。

「職員意識・組織風土の更なる改革」については、未来政策部やデジタル変革課、公有財産管理課等の設置により、社会の変化に合わせて迅速に組織機構を変化させてきました。

「健全な財政運営の推進」については、財政計画の改定や補助金ガイドラインの策定、公共施設個別施設計画の策定等、健全な財政運営のための手段や指針の整備をしました。

「変化する社会への対応」については、D X推進方針の策定やA I チャットボット等の先進技術の導入、ふくしま田園中枢都市圏への参画等による近隣自治体との連携により、向上が図られました。

これらの成果があった一方で、新技術の導入による更なるD Xの推進や公共施設・インフラの最適化に向けた推進体制の構築、職員意識改革と部署間の垣根を超えた議論の体制整備、歳入確保と不断の歳出見直し、組織の簡素・効率化などの課題が残っています。

新たに策定する伊達市行財政改革指針では、各担当課が管理する個別計画の推進により、第3次の取組を通じて見えてきた課題の解消に注力します。

Ⅲ 伊達市の現状と課題

平成 18 年 1 月に 5 町の合併により伊達市が誕生して、17 年が経過しました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に見舞われ、これまで想定したことのない状況に翻弄されましたが、本市では、市民とりわけ次代を担う子どもたちの元気を取り戻す施策に取り組むと同時に、交流人口の拡大と賑わい創出に努めてきました。

また、令和 3 年には東北中央自動車道（相馬福島道路）が全線開通し、新たな「ヒト」「モノ」の流れが生まれました。これに加え、伊達市新工業団地への企業誘致や高子地区における住宅団地の分譲、堂ノ内地区へのイオンモール誘致等を活かしながら、効果的な事業展開による本市の更なる発展を目指しています。

一方で、人口減少社会の進展に伴う税収の伸び悩みや超高齢社会の到来による社会保障費の増加、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の縮減措置等に加え、頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症への備えが必要となり、本市を取り巻く財政状況は、より一層厳しくなることが見込まれています。

また、今後、人口減少と超高齢社会は、更に加速していくことが予測されており、公共を支える人材は勿論のこと、あらゆる分野において、担い手が急速に減少していきます。本市においても、高齢人口のピークと生産年齢人口の減少に適応する行政経営を確立し、持続可能な地域として発展するため、多様化するニーズや地域課題に対応した新たな行政サービスの展開を図る必要があります。

さらに、高度経済成長期に整備した公共施設やインフラの多くが一斉に更新時期を迎えるため、地域住民の生活実態に配慮しながらも、総合的かつ長期的な視点を持って公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めていく必要があります。

令和 4 年度より、ふくしま田園中枢都市圏へ参画し、近隣市町村との広域連携の推進を図っておりますが、前述の課題を本市単独で解消することは難しいことも考えられ、今後は更に自治体間の連携が重要となっていくことが予想されます。

既存の価値観や固定観念、前例踏襲主義など、これまでの行政が抱えてきた常識を見直しながら、時代の流れに取り残されることなく対応していく必要があります。

Ⅳ 行財政改革の基本的な考え方と方向性

著しい社会構造の変化に対応するため、以下の３つの視点から、持続可能な行財政経営に向けた取組を検討します。

○行政のデジタル変革

高齢者人口のピークと生産年齢人口の減少といった将来課題や多様化する市民ニーズ、新型コロナウイルスなどが及ぼす社会情勢の変化に対応するため、「業務の変革」と「新技術の導入」に注力し、利用者視点による付加価値の高い行政サービスの提供や業務の効率化へ直結する行政経営に最適化する必要があります。

そのため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進方針に基づく「業務プロセスの再構築」や「デジタル技術の活用」及び「デジタル人材の育成」など体系的な取組を進め、これまでの来庁を基本とした手続からオンライン申請への移行など、デジタル技術を活用した新たなサービスを提供するスマート自治体への転換が求められます。

○財政健全性の確保

将来にわたり持続可能で健全な財政基盤を確立するためには、歳入の確保と不断の歳出見直し、組織の簡素・効率化が求められます。

人口減少により市税収入の大幅な増加は見込めないことから、現在の徴収対策を継続し高い収納率を維持していく必要があります。

合わせて、自然災害や新たな感染症への対応のほか、毎年新たに増加する財政需要に対応するため、事務事業の見直しによる歳出削減を継続しなければなりません。

本市が将来にわたって市民の負託に応え続けていくためには、財政計画と財政シミュレーションに基づく財政運営と、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理、保有総量の最適化の取組を継続していく必要があります。

○職員意識改革と能力の向上

合併後、定員適正化計画に基づき、組織機構の見直しや人員削減に取り組むとともに、民間委託等の推進や事務の電子化等事務事業の能率化を図ってきました。一方、新たな行政需要や災害、感染症対策等への対応が必要となり、行政サービスに対する需要は高まっています。

今後、持続可能な行政運営を維持するためには、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を踏まえると、限られた人材を最大限に活用して課題解決に取り組む必要性が一層高まってきます。そのため、個人の能力を効果的に引き出し、伊達市の振興に貢献できる職員を育成する必要があり、職員の意識改革・意欲向上に資する研修プログラム等の構築や、効果的かつ効率的な組織体制の整備が求められます。

V 行財政改革の取組

本市では、持続可能な行財政経営に向け、以下に掲げる3つの取組を推進します。

取組1 行政のデジタル変革

○業務プロセスの再構築とデジタル技術の導入

業務プロセスの再構築においては、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を把握・分析した上でデジタル技術を活用した行政サービス改善に向けた取組を進めます。

デジタル技術の導入にあたっては、「アナログ的な業務をデジタルに変える」というデジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化をサービスデザイン思考に基づく「新たな価値創造」の手段として認識し、市民が役所に行かなくても可能な手続や相談、個人の同意の上で一度申請した情報が複数の申請書に自動的に転記される仕組みなど、利用者にとって最適な行政サービスの提供を図ります。

○行政手続のオンライン化と情報システムの標準化

市民の利便性向上、業務の効率化や職員配置の最適化を図るため、行政手続のオンライン申請の拡充と標準化基準に適合した情報システムへの移行に取り組みます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行政手続においても押印廃止の取組や、書面主義・対面主義の見直しが進んでいることから、時間や場所を選ばずにスマートフォンなどの情報端末から手続が完結できる、オンライン申請の導入を進めます。

情報システムにおいては、自ら整備・管理するのではなく、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合したシステムをオンラインで使用する環境に移行することで、構築期間の短縮や運用の効率化、制度改正に伴うシステム改修、自治体間の連携や拡張性、機器メンテナンス等に係る財政負担や人的負担の軽減を図ります。

○デジタル人材の育成

市民に信頼されるスマート自治体を実現するためには、行政組織内にその意欲を持ち、担い手となる人材を充実させる必要があります。

そのため、デジタル変革の推進や情報セキュリティ対策などデジタル化の前提となる基礎知識の習得とともに、職務階層別に求められる役割に応じた専門的な知識の習得及び情報リテラシーの向上を図るための研修プログラムを整理した人材育成方針を策定し、デジタル人材の育成を計画的かつ効果的に進めていきます。

＜関連する個別計画等＞

・伊達市DX推進方針（令和4年度～）【デジタル変革課】

取組 2 財政健全性の確保

○将来負担の抑制

令和 3 年度の決算を見ると、本市の将来負担比率は、県内 13 市の中で 11 位、市民一人当たりの借金額に換算した場合は最下位と、将来世代への負担が心配される状況にあります。少子高齢化が進む中、持続可能で健全な財政運営を図るために、起債の発行を抑制していきます。新市建設計画が令和 7 年度で終了するため、起債の減少は見込まれるものの、老朽化する公共施設の維持管理や新たに生じる行政課題へも対応しなければなりません。そのためにも地方債残高を減少させ、公債費の増加を抑えるとともに、交付税措置のある有利な起債を活用することで、少しでも将来世代への負担を減らしていきます。

○歳出削減の徹底と歳入の確保

財政計画や財政シミュレーションに基づく財政運営を行うには、歳入に見合った歳出構造への転換が必要です。事務事業の見直しによる歳出削減を徹底し、選択と集中により限りある予算を適切に配分しなければなりません。近年の予算編成では、歳出が歳入を超過している状況が続いています。財政の硬直化は、新たに生じる行政課題への対応の幅を狭めることになります。

適正な財政規模を確立することが、財政の健全性の確保に繋がるため、更なる歳出削減へ不断の努力を継続していきます。

また、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツなど新たな資金の調達を図り、歳入を確保していきます。

○公共施設の適正管理、保有総量の最適化

本市が所有する公共施設等のほとんどは、合併前の旧町それぞれの考え方で整備されたものです。これらの公共施設等が順次、更新時期を迎えることに伴って、老朽化した施設の建替えや大規模修繕などが必要となりますが、施設の更新費用や維持管理費用の確保が課題となっています。

組織的な推進体制により、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正管理、保有総量の最適化に取り組むことで、施設の更新費用に係る予算の平準化を図りながら、公民連携による公共施設の効率的運営、価値の向上、新たな財源の確保などを推進します。

<関連する個別計画等>

- ・伊達市財政計画（令和 4 年度～令和 9 年度）【財政課】
- ・伊達市公共施設等総合管理計画（平成 27 年度～令和 6 年度）【公有財産管理課】
- ・伊達市公共施設配置適正化計画（令和元年度～令和 10 年度）【公有財産管理課】
- ・伊達市公共施設個別施設計画（令和 4 年度～令和 16 年度）【公有財産管理課】
- ・伊達市債権管理基本方針（平成 31 年度～）【収納課】

取組3 職員意識改革と能力の向上

○職員の意識改革と意欲向上

職員の確保が困難になる中で、新たな行政需要へ対応する必要があることから、業務内容を検証し、その成果や課題を明らかにしなければなりません。そのため、何が効果的か、何が不要かを判断できる意識改革や意欲向上につながる研修プログラム等を実施し、組織改善や人材育成に取り組めます。

また、合併後は市外出身・市外在住の職員が増加したことから、伊達市の人・自然・歴史等を知る研修プログラムを実施し、当事者意識の醸成に取り組めます。併せて、職員の能力を引き出すため、やりがいと成長を実感できる取組（研修プログラム、人事評価、働き方改革等）を実施し、組織力の向上を図ります。

○機能的な組織体制の整備

人口減少、少子高齢化の進行による様々な課題があるなかで、従来の縦割りの組織（一つの部署）では対応しきれない行政需要、事務事業が顕在化してきています。これらの課題等に対応するため組織間の横の連携強化を図って対応していくことを基本とします。さらに、必要に応じて、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制とするために、従来の組織・機構にとらわれることなく、期限を定めた組織の創設、部・課等の組織の新設、統合、廃止を検討していきます。

また、伊達市総合計画に掲げるまちづくりを具現化するため、事務事業を円滑に遂行できる効率的な組織体制の構築を図るとともに、各部の組織・人事ヒアリングを実施し、組織が有効に機能するよう常に検証を進めていきます。

<関連する個別計画等>

- ・伊達市定員管理計画（令和4年度～令和9年度）【人事課】
- ・伊達市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）【人事課】
- ・伊達市人財育成基本方針（令和5年度～令和14年度）【人事課】

Ⅵ 伊達市行財政改革指針の推進期間

令和５年度から令和９年度までの５か年

※ 伊達市第３次総合計画前期基本計画の計画期間と同じ

Ⅶ 行財政改革の各取組における成果指標

行財政改革推進の達成度を測るため、前述した３つの取組に関する成果指標を以下のとおりとします。

取組１ 行政のデジタル変革

指標	現状値 (令和３年度)	目標値 (令和９年度)
地方公共団体における行政手続等に係る オンライン化率 ※デジタル社会の実現に向けた重点計画に掲げる行政手続	８％	１００％
職員の情報リテラシー向上率 ※職員向けアンケートより算出	—	８０％

取組２ 財政健全性の確保

指標	現状値 (令和３年度)	目標値 (令和９年度)
将来負担比率	５５．５％	４９．１％
経常収支比率	９４．４％	９２．２％
公共建築物の総延床面積	３２５，９８１ ㎡	３０５，６０９ ㎡

取組３ 職員意識改革と能力の向上

指標	現状値 (令和３年度)	目標値 (令和９年度)
市人財育成基本方針に基づく研修の参加者数	延べ１，８８１人	延べ２，０００人
有給休暇取得日数（年間１人当たり平均）	１０．９日	１４日
時間外勤務時間（年間１人当たり平均）	１７２．７時間	１００時間以内

VIII 伊達市行財政改革指針の推進体制・進捗管理

(1) 市役所内部

- ・総合政策課が、各取組の総括、必要に応じて各課調整等を行います。
- ・行財政改革主管課^{*1}を中心に、問題・課題の発見、改革・改善の提案を行います。
- ・行財政改革の推進を全庁的な観点から図るため、伊達市行財政改革推進本部会議^{*2}、伊達市行財政改革推進本部幹事会^{*3}等において、進行管理を行います。

(2) 進捗管理

- ・行財政改革主管課が管理している個別計画等をもとに、各取組の進捗管理及び成果指標による達成度の評価を行います。

(3) 外部委員会

- ・伊達市行財政改革推進委員会^{*4}で進捗報告し、取組に関する意見や助言を受けながら、更なる推進を図ります。

^{*1}総務課・人事課・デジタル変革課・総合政策課・財政課・公有財産管理課・収納課

^{*2}市長を本部長とし、副市長、教育長、部長等により構成される組織。

^{*3}総合政策課長を幹事長とし、各部の庶務担当課長を中心に構成される組織。

^{*4}有識者等で構成され、行財政改革に係る方針の策定や推進について、意見等を述べる組織。

(4) 年間スケジュール（想定）

4月下旬	行財政改革主管課会議 ・現年度の方向性やアクションプラン等の確認など
5月上旬～ 7月下旬	伊達市行財政改革推進本部幹事会 伊達市行財政改革推進本部会議 ・必要に応じて懸案事項等に関する協議

10月上旬～ 12月下旬	行財政改革主管課会議 伊達市行財政改革推進本部幹事会 伊達市行財政改革推進本部会議 ・前年度決算を踏まえた達成度の評価 ・現年度アクションプラン等の進捗状況共有 ・次年度アクションプラン等の検討、決定
1月中旬～ 2月上旬	伊達市行財政改革推進委員会 ・各取組に関する経過報告 ・次年度以降の取組に対する助言など
2月中旬～ 3月中旬	行財政改革主管課会議 伊達市行財政改革推進本部幹事会 伊達市行財政改革推進本部会議 ・現年度アクションプラン等の成果報告

※ 開催時期及び開催数は必要に応じて変動します。